

2023年5月8日

学生部委員会

5月8日以降の課外活動ガイドライン

5月8日以降も安心して充実した課外活動^(※1)を行っていただくために、1. 課外活動における新型コロナウイルス感染症対策の基本方針、2. 課外活動の際の各種手続き、および、3. 新入部員勧誘の際の注意事項を以下にまとめます。

1. 課外活動にあたっての感染対策（基本方針）^(※2)

すべての活動において、以下のような感染対策を基本としてください。

・2023年5月8日改訂の宮城学院女子大学衛生管理マニュアル「学生・教職員の皆さんにお願いすること」を確認し、順守すること。

- 日頃より体調管理に留意し、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には活動を控えること。
 - 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合は、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでは自宅等で休養すること。休養期間終了後に活動参加する際には、発症後10日を経過するまではマスクの着用を推奨する。
 - 活動中のマスクの着脱については個人の判断を尊重するが、咳やくしゃみの際には、咳エチケットに留意すること。また、電車やバス等の公共交通機関を使用する際にはマスク着用を推奨する。ボランティア活動等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合には、訪問先の指示に従うこと。
 - 活動開始前、休憩時、終了後に石鹸で手洗いおよび手指消毒をすること。
 - 換気は気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて常時行うこと。
- ・参加者の手が触れる場所はアルコール等で拭き取りを定期的に行うこと。
- ・休憩時の水分補給はマイボトルで行い、タオルはマイタオルを使用すること。
- ・会食・外食等にあたっては、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、飛沫を飛ばさないように注意すること。
- ・宿泊を伴う場合は、団体内に感染者が発生した場合に備えて、感染拡大しないようあらかじめ対策を講じること。

2. 課外活動の際に必要な申請等

(1) 学内での課外活動

- ・活動時間は20:30までとし、21:00の門限を厳守すること。
- ・活動のために教室・体育館の使用を希望する場合は、UNIPAで施設の空き状況を確認し、「施設使用申込書」に記入のうえ、実施希望日の4日前（土日祝日一斉休暇を除く）

- く)までに管轄部署(※1参照)に提出すること(メール添付可)。
- ・キャンパス内での合宿(合宿所の使用)については、前期通常授業終了日の翌日(8月5日(土))から可とする。使用方法等については前期中に各団体に通知を行う。

(2)学外での課外活動

- ・「課外活動計画届」に必要事項を記入し、管轄部署に事前申請すること(メール添付可)。
- ・大会や行事等に参加の場合は、「課外活動計画届」に加え、その大会・行事の要項等、および主催者が定める感染対策等が記載された書類を事前に顧問に提出すること(メール添付可)。
 - ➡顧問は、学生から提出された「課外活動計画届」の内容を確認し、必要に応じてコメントを記入の上、実施希望日の7日前まで(土日祝日一斉休暇を除く)に管轄部署(※1参照)に提出すること(メール添付可)。
- ・活動実施後は、「課外活動報告書」を2日以内に提出すること(UNIPA➡QA「課外活動関係」から添付提出可)。

3. 新入部員の勧誘に際しての注意事項

いずれの場合も、上記1の基本方針を順守すること。

(1)ビラ配りについて

- ・長時間の引き留めは控え、通行の妨げにならないよう留意すること
- ・受け取りを強要しないこと。
- ・学外者を伴う場合には4日前までに学生課を通じて学生部長の許可を受けること。
この場合の配布は正門外でのみ認める。

(2)昼休み等に説明会を行う場合

- ・教室を使用する場合は、通常のサークル活動と同様に教室使用の申請をすること。

--

※1：本ガイドラインが対象とする課外活動は以下の通りです。

- ・学友会サークル(学生課管轄)
- ・聖歌隊・YWCA・ハンドベル(キリスト教センター管轄)
- ・MG-LACにおける自主活動・ボランティア活動(MG-LAC管轄)

※2：国等の方針に従い、随時、見直すことがある。

<問い合わせ先> 学生課 (人文館2階; 平日 8:50-17:00、土曜 8:50-12:00)